

## 新潟市医師会地域医療研究助成規程

### (目的)

第1条 新潟市医師会（以下「本会」という。）は新潟市民の医療・保健・福祉の充実と向上を目的に、次条に掲げる分野において実証的な研究に取り組むグループ又は個人に対し助成し、研究結果を検証し、今後の課題克服に資するものとする。

### (研究助成の対象分野)

第2条 本会は、次に掲げる分野における研究に対し、助成を行う。

- (1) 公衆衛生学分野
- (2) 検診・ドック等の予防医学分野
- (3) 介護・障がい等の福祉学分野
- (4) 救急・災害医学分野
- (5) その他の医学分野

### (審査会)

第3条 助成に関する事項を審議するため、新潟市医師会地域医療研究助成審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会規程については、別に定める。

### (申請資格)

第4条 助成金の申請資格について、次のとおりとする。ただし、筆頭研究者が本会会員でない場合は、共同研究者に本会会員が含まれていなければならない。

- (1) 医師・医師以外の研究者
- (2) 行政担当者・団体職員

### (研究助成の種類・金額等)

第5条 研究助成の種類・金額等については、次のとおりとする。

- (1) 単年研究：1件あたり、70万円を限度とする。
- (2) 複数年研究：単年度あたり50万円を限度に、最長2年を限度とする。

### (申請)

第6条 助成金を申請しようとする者は、下記の期日までに新潟市医師会地域医療研究助成研究計画書（以下「研究計画書」という。）を本会事務局に申請する。

新規研究：毎年12月1日正午（必着）まで（※土日祝日の場合は、翌営業日の正午まで）

継続研究：毎年12月15日正午（必着）まで（※土日祝日の場合は、

翌営業日の正午まで)

2 研究計画書の書式については、別に定める。

(助成金額等の決定)

第7条 本会会長は、前条の研究計画書を受理したときは、委員会に諮るものとする。

2 委員会は、原則として毎年2月末日までに審査するものとする。

3 助成金の額並びに助成総件数については、委員会の決議を経た後、本会理事会で決定する。

(研究成果等の報告)

第8条 研究代表者は、当該研究等が完了したときは、完了の日から60日以内に新潟市医師会地域医療研究助成実績報告書（以下「報告書」という。）を本会会長に提出するものとする。

2 報告書の書式については、別に定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、新潟市医師会地域医療研究助成公募要領（以下「公募要領」という。）によるものとする。

2 応募要領については、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

この規程は、令和7年7月1日から施行する。